

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

独自

- 1 生活に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(12) 空き家活用定住促進事業補助金

支援内容	<p>市内の空き家物件の活用促進と本市への移住・定住を促進するため、津山市住まい情報バンク等に登録された空き家を購入した県外からの移住者に対して、補助金を交付します。</p> <p>① 購入費補助金…取得費用の1/10（上限30万円） ② 改修費補助金…改修費用の2/3（上限60万円） ③ 引越し支援助成金…引越しに係る費用の10/10に相当する額。10万円を限度。</p> <p>※その他、空き家の所有者に対し、物件流動奨励金、片付け補助金あり。</p>
対象者	<p>① 購入費補助金の場合 空き家を購入した移住者で、次に掲げる要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転入の直近の5年間、岡山県外に住所を有し、転入日から3年を経過していない者。 ・ 当該空き家の所有権を有する者が、移住者の2親等以内の親族でない者 ・ 市税等の滞納がない者 ・ 申請年度の3月31日までに当該空き家への移住が可能である者。 ・ 当該空き家に補助金の交付を受けた日から3年以上定住する意思がある者 <p>② 改修費補助金、③ 引越し支援助成金は、別途要件あり。お問い合わせください。</p>
申請手続に必要なもの	<p>① 購入費補助金の場合 交付申請書と誓約書に必要事項を記入し、次の必要書類を添付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時直近の5年間、岡山県外に住所を有していることがわかる住民票又は戸籍の附票の写し ・ 市税等の完納証明書 ・ 売買契約書の写し ・ 位置図、現況写真等（空き家の全体が確認できるもの） ・ その他市長が必要と認めるもの <p>② 改修費補助金、③ 引越し支援助成金は、別途必要書類あり。お問い合わせください。</p>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山市産業文化部仕事・移住支援室 津山市山下92-1 津山圏域雇用労働センター内</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
問い合わせ先	<p>津山市産業文化部仕事・移住支援室 （電話）0868-24-3633</p>
備考	<p><u>空き家の購入・改修をご検討されている方は、必ず事前にご相談ください。</u> <u>事前相談なく、売買契約をされた場合は対象外となります。</u></p>